



NPO  
CCFHS

NPO法人

# 食科協ニュースレター 第209号

## 目次

【 <a href="#">食科協の活動状況</a> 】	2
2020年11月～2020年12月の主な活動(先月報告以降)	
【 <a href="#">行政情報</a> 】	2-5
	顧問 森田 邦雄
1 「食品安全総合情報システム」公表	
2 乳及び乳製品の成分規格等に関する省令及び食品、添加物等の規格基準の一部改正について	
3 食品衛生法施行規則の一部を改正する省令及び食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件について	
【 <a href="#">2021/2/26 第二回公開講演会開催予告</a> 】	5-6

※各リンク先に飛べない場合はURLをコピーペーストして下さい。

令和 2年 12月 25日

特定非営利活動法人 食品保健科学情報交流協議会

〒135-0004 東京都江東区森下 3-14-3、全麺連会館 2階 TEL 03-5669-8601 FAX 03-6666-9132

<http://www.ccfhs.or.jp/> E-Mail [NPO2002-fhsinfo@ccfhs.or.jp](mailto:NPO2002-fhsinfo@ccfhs.or.jp)

## 【食科協の活動状況】

### 1. 2020年11月～2020年12月の主な活動

- 11月27日 かわら版265号・かわら版ニュース&トピックス94号を発行。
- 12月01日 かわら版ニュース&トピックス95号を発行。
- 12月04日 かわら版266号・かわら版ニュース&トピックス96号を発行。
- 12月08日 かわら版ニュース&トピックス97号を発行。
- 12月09日 公開講演会開催
- 12月11日 かわら版267号・かわら版ニュース&トピックス98号を発行。
- 12月15日 かわら版ニュース&トピックス99号を発行。
- 12月18日 かわら版268号・かわら版ニュース&トピックス100号を発行。
- 12月22日 かわら版ニュース&トピックス101号を発行。
- 12月25日 かわら版269号・かわら版ニュース&トピックス102号を発行。
- 12月25日 ニュースレター209号を発行。
- 12月25日 第8回常任理事会・運営委員会開催。

公開講演会は、無事終了いたしました。ありがとうございました。

年未年始の事務局の開設について

12月26日（土曜日）から、1月7日（木曜日）までお休みをいただきます。

1月8日から開設いたします。

## 【行政情報】

NPO 法人 食品保健科学情報交流協議会  
顧問 森田 邦雄

### 1 「食品安全総合情報システム」公表

11月27日、食品安全委員会が公表した標記システムに次の記事が掲載されている。

[https://www.fsc.go.jp/fsciiis/foodSafetyMaterial/search?keyword=%EF%BC%AC%EF%BC%A4%EF%BC%95%EF%BC%90&query=&logic=and&calendar=japanese&year=&from=struct&from\\_year=2020&from\\_month=10&from\\_day=30&to=struct&to\\_year=2020&to\\_month=11&to\\_day=13&areaId=00&countryId=000&informationSourceId=0000&max=100&sort\\_order=date.desc](https://www.fsc.go.jp/fsciiis/foodSafetyMaterial/search?keyword=%EF%BC%AC%EF%BC%A4%EF%BC%95%EF%BC%90&query=&logic=and&calendar=japanese&year=&from=struct&from_year=2020&from_month=10&from_day=30&to=struct&to_year=2020&to_month=11&to_day=13&areaId=00&countryId=000&informationSourceId=0000&max=100&sort_order=date.desc)

ドイツ連邦リスク評価研究所(BfR)、セレウス菌(Bacillus cereus)に関する最新の意見書を公表

ドイツ連邦リスク評価研究所(BfR)は10月30日、セレウス菌(Bacillus cereus)に関する最新の意見書(2020年10月30日付け No.048/2020)を公表した。概要は以下のとおり。

本意見書は、2019年9月16日付け意見書(No.035/2019)の内容を更新するものである。

セレウス菌(*Bacillus cereus*)は、現在 17 種類が認知されている *B. cereus* グループの総称である。これらは極めて近似であり、検査機関での非常に複雑な試験を行わないと個々を区別することはできない。

本意見書は、食品における *B. cereus* グループによる健康影響に関して情報提供を行い、ドイツにおける食品に関する評価、特に政府による食品サーベイランスにおいて、食品に関する予防措置を講じるための根拠に言及している。

BfR は、自らの調査・研究に関する評価を行った。その結果、セレウス菌と推定される菌株はいずれも毒素を形成する可能性があるが、毒素の種類及び毒素量は様々であると述べる。

セレウス菌と推定される細菌による食品汚染は完全に回避することはできない。セレウス菌は芽胞を形成し、土壌粒子又は埃を介して食品に侵入する可能性がある。また、熱や乾燥などでも長時間生存することができる。芽胞による食品汚染は、当初の汚染度は小さい。しかし、適切に保存されない場合は食品中で芽胞が発芽し、細菌が増殖する可能性がある。セレウス菌が増殖する温度は 7°C~48°C である。しかし、*B. cereus* グループの一部は、低温耐性及び高温耐性であり、約 4°C 及び 50°C 超でも増殖可能なものがある。低温では増殖は大幅に抑えられる。通常、細菌の食品中又は小腸内における毒素が症状を発生させる量となるためには、10 の 5 乗 CFU/g 以上の菌数が必要である。

煮る又は低温殺菌処理などの一般的な加熱処理は細菌の細胞を死滅させるが、芽胞は死滅せずに生存し発芽する。細菌の増殖を防ぐためには、食品を加熱した後に(食品の全ての部分を 70°C 以上で 2 分間以上)、迅速に冷やす(7°C 以下)又は熱さを保つ(60°C 以上)必要がある。

<https://www.fsc.go.jp/fsciis/foodSafetyMaterial/show/syu05490350314>

## 2 乳及び乳製品の成分規格等に関する省令及び食品、添加物等の規格基準の一部改正について

12月4日、厚生労働省は大臣官房 生活衛・食品安全審議官名をもって各検疫所長宛標記通知を出した。これは、乳及び乳製品の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令(令和2年厚生労働省令第194号)及び食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件(令和2年厚生労働省告示第380号)が本日公布及び告示され、これにより乳及び乳製品の成分規格等に関する省令(以下「乳等省令」という。)及び食品、添加物等の規格基準(以下「規格基準告示」という。)の一部が改正されたことに伴い、その運用について通知したもので、その主な内容は次の通り。

食品衛生法第18条第1項に基づき、乳及び乳製品並びにこれらを主要原料とする食品(以下「乳等」という。)の器具若しくは容器包装又はこれらの原材料(以下「容器包装等」という。)については、乳等省令及び規格基準告示の両方に規格基準が定められ、その他の食品の容器包装等については、規格基準告示に規格基準が定められていた。

本年6月1日に食品衛生法等の一部を改正する法律の一部が施行され、安全性を評価した物質のみを食品用器具及び容器包装に使用可能とする仕組み(以下「ポジティブリスト制度」

という。)が導入され、乳等の容器包装等についても、当該制度で管理されることとなった。そのため、乳等省令に定められていた乳等の容器包装等の規格基準を規格基準告示に移行することで、食品用の容器包装等の規格基準を規格基準告示に一元化することとし、所要の改正を行った。なお、今般の改正は、規格値及び用語の定義の変更は伴わない。

また、乳等省令に規定された容器包装以外のを使用しようとする者は、厚生労働大臣の承認を受けなければならない旨を定めた規定については、ポジティブリスト制度の導入に伴い、同制度との整合性を踏まえて削除した。

施行期日及び適用期日は公布日及び告示日からとすること。

運用上の注意として、今般、用途別規格第4号(1)及び(2)に規定される乳等については、規格基準告示別表第1第1表(1)及び(2)における食品区分欄の乳・乳製品とは定義が異なる。

同表における食品区分欄の乳・乳製品の定義については、令和2年5月1日付け生食発0501第7号大臣官房生活衛生・食品安全審議官通知「食品衛生法等の一部を改正する法律による改正後の食品衛生法第18条第3項の施行に伴う関係告示の整備について」の記の第4の1のロ(2)、参照されたい。

<https://www.mhlw.go.jp/content/11135200/000702031.pdf>

これに伴い、同日、食品監視安全課長から各都道府県等衛生主管部(局)長あて乳等省令に基づく乳等に使用する添加物、乳等の容器包装等に係る厚生労働大臣の承認についての通知、平成9年1月29日付け衛乳第27号(最終改正：平成28年5月9日付け生食監発0509第1号。)の改訂を通知した。

<https://www.mhlw.go.jp/content/11130500/000701991.pdf>

### 3 食品衛生法施行規則の一部を改正する省令及び食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件について

12月4日、厚生労働省は大臣官房生活衛生・食品安全審議官名をもって各検疫所長宛標記通知を出した。これは、食品衛生法施行規則の一部を改正する省令(令和2年厚生労働省令第195号)及び食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件(令和2年厚生労働省告示第381号)が本日公布又は告示され、食品衛生法施行規則及び食品、添加物等の規格基準の一部がそれぞれ改正されたことに伴い、その運用について通知したもので、その主な内容は次の通り。

食品衛生法第12条の規定に基づき、L-酒石酸カリウム及びメタ酒石酸を省令別表第1に追加したこと。

添加物の規格基準について、既に添加物として指定されている炭酸カルシウムについて、規格基準が設定されている炭酸カルシウムの名称を炭酸カルシウムⅠと改め、新たに炭酸カルシウムⅡの規格基準を定めた。

L-酒石酸カリウム、メタ酒石酸及び炭酸カルシウムⅡの使用に当たっては、適切な製造工程管理を行い、食品中で目的とする効果を得る上で必要とされる量を超えないものとする。

施行期日及び適用期日は公布日及び告示日からとすること。

<https://www.mhlw.go.jp/content/11135200/000702027.pdf>

## 【H2021/2/26 第二回公開講演会開催予告】

NPO 法人 食品保健科学情報交流協議会

## 2020 年度第 2 回食科協公開講演会の開催予告について

NPO 法人食品保健科学情報交流協議会

理事長 馬場 良雄

NPO 法人食科協では、年度当初の会員研修会を新型コロナウイルス感染症の影響で開催を中止いたしました。12月に「改正食品衛生法の運営について」公開講演会を開催しました。引き続き「食品用器具・容器包装の新たな規制」をテーマに下記のとおり実施することといたしました。

今回の公開講演会も、12月開催のものと同様に、新型コロナウイルス感染症禍により、「小規模講演会と Zoom を使った同時 Web 配信」を予定しております。

詳細は別途「第2回公開講演会開催案内」等にて連絡させていただきます。

なお、近澤講師におかれましては、ご公務の都合により出席できない場合、ご担当者の方にお問い合わせすることもありますので、予めお知らせいたします。

記

## 2020 年度第 2 回食科協公開講演会

- 1 開催日時 : 2021 (令和 3) 年 2 月 26 日 (金曜日) 15:00~16:50
- 2 開催場所 : (一社) 日本科学技術連盟
- 3 テーマ 食品用器具・容器包装の新たな規制について (仮題)
- 4 主催 NPO 法人食品保健科学情報交流協議会  
共催 : (一社) 日本科学技術連盟
- 5 講演会 15:00  
座長 NPO 法人食科協 NPO 法人食科協 運営委員 太田 進  
講演 15:05~16:05  
演題 改正食品衛生法における器具・容器包装の新たな規制  
~食品用器具・容器包装の概要及びその規制について~ (仮題)  
講師 厚生労働省医薬・生活衛生局食品基準審査課 近澤 和彦 課長
- 6 意見交換 16:10~16:40  
座長 太田 進 氏  
講演者 近澤 和彦 氏
- 7 その他

申し込みにつきましては、令和3年1月第2週頃に発信予定の公開講演会案内の申し込み様式に従うようお願いいたします。

以上